



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月16日(金) 号外(第3号)

目次

条 例		ページ
○群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村課)		2
○群馬県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(消費生活課)		2
○群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例(子育て・青少年課)		3
○群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例(介護高齢課)		3
○群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(障害政策課)		4
○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例(警務課)		4

■ 条 例

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第一号

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

群馬県住民基本台帳法施行条例(平成十四年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改め、同表五の項中「第十七条第一項の規定に基づき」を「第二条第二項に規定するガス小売事業に係る」に改める。

別表第二第九号中「群馬県がん対策推進条例」を「群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例(平成二十九年群馬県条例第十号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の群馬県がん対策推進条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二号

群馬県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

群馬県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年群馬県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三号

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例

群馬県安心こども基金条例(平成二十一年群馬県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四号

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例(平成五年群馬県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月十六日

群馬県条例第五号

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

群馬県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県知事 大澤 正明

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年三月十六日

群馬県条例第六号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例(昭和二十九年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に対処するために警察職員が人事委員会規則で定める作業に従事したときの前条の手当の額は、前項第二号の規定にかかわらず、一日につき四万四千六百円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

附則第二項中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号及び第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県知事 大澤 正明

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---